



## 民法編 「相続」

弁護士 丸谷 誠

### 第6回 成年後見制度について④

今回は、任意後見制度について説明したいと思います。

#### 1 任意後見制度とは？

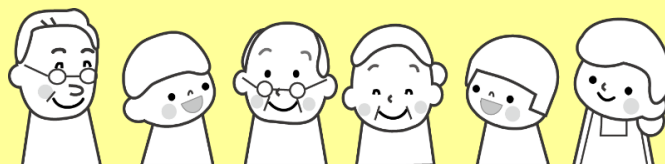
制度を利用する本人が、将来自分の判断能力が不十分になった時に備え、財産管理などの後見事務の具体的内容や、誰に財産管理をしてもらうか（管理する人を任意後見人といいます）を、自ら事前の契約によって決めておく制度です。なお、任意後見制度での家庭裁判所の関与は、本人があらかじめ選任しておいた任意後見人を家庭裁判所が選任した任意後見監督人を通じて監督するにとどまります。

#### 2 どんな時、場合に利用できる？

たとえば、今は元気でなんでも自分で決められるけど、将来は認知症になってしまうかも・・・という不安を感じている方が、将来を見越して事前に公証人役場で任意後見契約を結んでおき、認知症かなあと思ったときに家庭裁判所に申し立てをして任意後見人の選任をしてもらうといったものです（任意後見監督人は本人が選んだ任意後見人がきちんと仕事をするかチェックをします）。

#### 3 任意後見制度の具体的な流れ

- ①今は何でも自分で決めることができるが、将来、認知症などになったときのことがとても心配だ・・・  
⇒家族、友人、弁護士などの専門家と任意後見契約を結びます。公証人役場で公正証書を作成します。  
公正証書は、いつでも作成することができます。
- ②少し、自分の判断能力に自信がなくなってきた・・・  
⇒家庭裁判所に申し立てをして、任意後見監督人（任意後見人の仕事をチェックする人）の選任をしてもらう。
- ③後見監督人が選任されたら・・・  
⇒任意後見人（家族、友人、弁護士等）が、公正証書で作成した任意後見契約で決められた財産管理などの仕事を行う。後見監督人は、任意後見人の仕事をチェックする。



#### 4 任意後見制度の費用

任意後見制度を利用する場合、必ず公正証書を作成する必要があります。公正証書を作成するための費用は以下の通りです。

- |                  |         |
|------------------|---------|
| (1) 公正証書作成の基本手数料 | 12,000円 |
| (2) 登記嘱託手数料      | 1,400円  |
| (3) 登記所に納付する印紙代  | 2,600円  |

このほかにも当事者に交付する正本等の証書代などがかかりますので、詳しくは公証人役場に確認してください。

#### 5 法定後見制度との違い

大きな違いは、本人の判断能力が低下する前に契約することができるということです。そのため、任意後見人を誰にするか、財産管理の内容をどのようにするかを、自分で自由に選ぶことができます。信頼できる人に、自分が希望する内容での管理をお願いすることができます。

